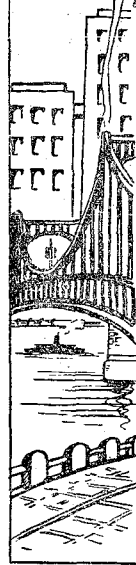


論 說



# 都市計畫稅制の改革

青 木 得 三

中央地方を通ずる租稅制度の根本的の改革は昭和七年以來の懸案であつたが、漸く本年に至つて解決せられた。其の餘波として都市計畫稅制度も亦改革せられざるを得なかつた。本篇は改革後の制度を詳述する事を目的とする。

昭和十五年三月二十九日法律第六十號地方稅法第七十五條に依れば府縣は都市計畫法の施行に要する費用に充つる爲左の都市計畫稅を課することが出来る。

地租割 地租の百分の二十五以内

家屋稅割 家屋稅の百分の二十五以内

營業稅割 營業稅の百分の二十五以内

府縣稅獨立稅制 府縣稅獨立稅の百分の十三以内

同第七十六條に依れば、市町村は都市計畫法の施行に要する費用に充てる爲、左の都市計畫稅を課することが出来る。

地租割 地租の百分の六十八以内

家屋稅割 家屋稅の百分の六十八以内

營業稅割 營業稅の百分の六十八以内

府縣稅獨立稅制 府縣稅獨立稅の百分の三十四以内

市町村稅獨立稅制 市町村稅獨立稅の百分の三十四以内

尙市町村は府縣と異なり前に掲げるものの外別に稅目を起して都市計畫稅を課することが出来るのであるが、其の新設及變更に付いては内務大臣及大藏大臣の許可を受けなければならぬ。

從來の都市計畫稅制は都市計畫法第八條に規定せられて居たのであるが、其の規定は地方稅法第九十二條第一項に依つて削除せられた。参考の爲第八條の規定の要點を掲ぐると次の如くである。

公共團體は都市計畫委員會の費用又は都市計畫事業の執行に要する費用に充てる爲、左の特別稅を賦課することが出来る。但し府縣費を市に分賦する場合に於て、市が營業稅、雜種稅又は家屋稅を賦課するときは主務大臣の許可を受けて其の稅率を定めなければならなかつた。

一 地租割 地租百分の九以内

二、營業收益稅割 營業收益稅百分の二十四以內

三、營業稅雜種稅又は家屋稅、各府縣稅十分の四以內

四、特別地稅 賃貸價格千分の三四以內

五、其の他勅令を以て定めるもの

以上の如くであるから、都市計畫稅制の改革を論ぜんとする者は、其の本稅たる地租、家屋稅、營業稅、府縣稅獨立稅及市町村稅獨立稅を論ぜざるを得ないのである。

先づ地租に付いて説明すれば、地租の稅率は從來、土地の賃貸價格の百分の三八であつたのが、百分の二に改められた。故に都市計畫稅たる地租割は從來地租の百分の九、即ち土地の賃貸價格の千分の三・四二以內であつたものが、今後は賃貸價格の府縣に於ては千分の五以內、市町村に於ては百分の一・三六以內、双方合せると百分の一・八六以內となるのである。即ち土地の賃貸價格に對して計算すれば、都市計畫稅たる地租割は従前に比し相當の増稅となるのである。

尙序に一言すべきことは、地租割の課稅に付ては、地租法第七十條の規定に依る地租の免除は之を爲さざるものと看做すことである。地租法第七十條は今回改正せられた。即ち從來は自作農地に限り、田畑地租の納期開始の時に於て納稅義務者（法人を除く）の住所、地、市町村及隣接市町村内に於ける田畑賃貸價格の合計金額が其の同居家族の分と合算し二百圓未滿であるときは、納稅義務者の申請に依り、其の田畑の當該納期分地租は之を免除することになつて居たのだが、今後は自作農地でない

くとも苟くも耕作して居る田畑であれば、免稅せられることとなり、納稅義務者から法人を除かない事になつて、而して名稱も自作農地免租といはないで、小農耕地免租といふ事になつた。しかし何れにしても都市計畫稅たる地租割の課稅に付いては地租の免除を爲さないものと看做すことになつて、換言すれば小農耕地には地租はかゝらないけれども、地租割はかゝるのである。是れは從來の都市計畫稅制に於て自作農地に對し其の賃貸價格の千分の三四以内に於て特別地稅を課することが出來たのと同一の趣旨である。即特別地租をかけないけれども、地租を免除しないものと看做すのである。其の結果は同一である。

次は營業稅であるが、從來の稅制に依れば營業に對する課稅は二に大別せられて、國家の徵收するものは營業收益稅、府縣の徵稅するものは營業稅であつて、而して其の分界を述べれば法人に對しては總ての營私法人に營業收益稅を課し、個人に對しては營業收益稅法に掲ぐる十九の業態に對してのみ營業收益稅を課し、しかも個人の營業純益が一年四百圓に滿たないときは營業收益稅を課しないで、府縣の營業稅を課して居つたのである。然るに今後は其の營業收益稅と營業稅との區別を廢し、營業稅の一本建とし、しかも國家之を徵收して府縣市町村に還付することと改めたのである。

新しい營業稅は稅法施行地に本店支店其の他の營業場を有する營私法人及稅法施行地に營業場を有し左に掲ぐる營業を爲す個人に課せられる。

一、物品販賣業、動植物其の他普通に物品と稱せざるものの販賣を含む。

- 二、金錢貸付業
- 三、物品貸付業、動植物其の他普通に物品と稱せざるものの貸付を含む
- 四、製造業、瓦斯電氣の供給、物品の加工、修理を含む
- 五、運送業、運送取扱を含む
- 六、倉庫業
- 七、請負業
- 八、印刷業
- 九、出版業
- 十、寫眞業
- 十一、席貸業
- 十二、旅人宿業
- 十三、料理店業
- 十四、周旋業
- 十五、代理業
- 十六、仲立業
- 十七、問屋業

十八、鑛業

十九、砂鑛業

二十、湯屋業

二十一、理髮美容業

二十二、兩替業

二十三、演劇興行業

二十四、寄席業

二十五、遊技場業

二十六、遊覽所業

二十七、藝妓置屋業

二十八、貸座敷業

右の中一から十七迄は從來營業收益税のかゝつて居た營業である。

營業税の課税標準は法人に付いては各事業年度の純益及清算純益個人に付いては前述二十八種の營業の純益である。税率は百分の一・五である。尙個人の純益金額四百圓に滿さなときは營業税を課しない。そこで都市計畫税の營業税割は府縣に付いては營業税の百分の二十五以内、市町村に付いては百分の六十八以内であるから、之れを純益に對して計算すると、府縣については純益の千

分の三七五市町村については百分の一〇二である。之れを従前の營業收益税割が營業收益税の百分の二十二以内であつたのに比較すると、營業收益税の税率は法人に付いて百分の三四個人に付いては純益金額千圓以下であるとき百分の二二千圓を越ゆる金額百分の二六であつたから、法人に付いては純益の千分の七・四八個人に付ては千分の四八四又は千分の五七二であつた。故に法人に付いては府縣市町村を合計しても減税であるが、個人に付いては明に増税である。

次に家屋税は従來府縣稅であつたが、今回の改正に依つて國稅となつた。しかし、地租、營業稅と同じく國家之を徵收して、之を地方團體に還付することとなつた。従つて従來家屋稅の課稅標準は家屋の賃貸價格であつて、其の稅率は府縣に依つて皆異つて居たのだが、今後は課稅標準に變りはないが稅率は全國一樣に百分の一七五である。之れに對して都市計畫稅たる家屋稅割を府縣は百分の二十五以内、市町村は百分の六十八以内課することが出来るから、家屋の賃貸價格に對しては府縣が千分の四三七五、市町村が百分の一一九である。尙現在の家屋の賃貸價格は各府縣別々に調査したもので、昭和十五年七月一日現在の家屋稅を課すべき家屋に付全國一般に賃貸價格の調査を稅務署がなし、それに約二ヶ年の歲月を要する豫定で昭和十七年一月一日新しい賃貸價格を定める。従つて家屋稅が國稅として賦課徵收せられるのは昭和十七年分からであつて、それ迄は仍従前の例に依り都市計畫特別稅たる家屋稅が課せられるのである。

次で府縣稅獨立稅割に付いて説明する。今回の改正に依れば、獨立稅として課することを得べき

府縣稅は段別割船舶稅、自動車稅、電柱稅、不動産取得稅、漁業權稅、狩獵者稅、藝妓稅である。

段別割は減租年期地及免租年期地、減租年期地又は免租年期地に類する土地を含む以下之に同じに對し評定賃貸價格を標準として其の所有者實權者又は百年より長い存續期間の定ある地上權の目的たる土地に付ては其の質權者又は地上權者に之を課ける。但し減租年期地又は免租年期地と爲つた年の四月一日に始る年度及其の翌年度から二年度間は之を課けることが出来ない。前述の評定賃貸價格は類地の賃貸價格に比準し、當該土地の品位及情況に應じ府縣條例の定める所に依り府縣知事が之を定めるのである。段別割の賦課率は地租の稅率に其の府縣に於ける地租附加稅の賦課率を乘じたものを超えることが出来ない。

船舶稅は總噸數二十噸以上の船舶に對し主たる定繫場所在の府縣に於て其の所有者に之を課ける。主たる定繫場明ならざるときは定繫場所在の府縣中船籍港の存する府縣に主たる定繫場があるものと看做される。

自動車稅は自動車に對し主たる定置場所在の府縣に於て其の所有者に之を課ける。

電柱稅は電柱に對し其の所在の府縣に於て其の所有者に之を課ける。

不動産取得稅は不動産の取得に對し其の不動産所在の府縣に於て其の取得者に之を課ける。しかし左に掲げる不動産の取得に對しては不動産取得稅を課けることが出来ない。

一、家督相續又は遺産相續に因る不動産の取得。



二、法人の合併に依る不動産の取得

三、保険業法に依り會社が其の保険契約全部の移轉契約に依り不動産を移轉する場合に於ける不動産の取得

四、委託者から受託者に信託財産を移す場合に於ける不動産の取得

五、委託者のみが信託財産の元本の受益者たる信託に因り受託者から受益者に信託財産を移す場合に於ける不動産の取得

六、信託の受益者交迭の場合に於ける新受託者の不動産の取得

漁業權稅は漁業權(入漁權を除く)又は其の取得に對し其の漁場所在の府縣に於て其の漁業權者又は漁業權取得者に之を課ける。しかし左に掲げる漁業權の取得に對しては漁業權稅を課けることが出来ない。

一、家督相續又は遺産相續に因る漁業權の取得

二、法人の合併に因る漁業權の取得

狩獵稅は狩獵の免許を受けた者に對し其の住所所在地の府縣に於て之を課ける。

藝妓稅は藝妓其の他に之に類する者に對し其の住所所在地の府縣に於て之を課ける。

次に市町村稅獨立稅割に付いて説明する。獨立稅として課けることの出来る市町村稅は市町村民稅、舟稅、自轉車稅、荷車稅、金庫稅、扇風機稅、屠畜稅、犬稅である。しかし府縣に於て前に述べた獨立稅

を課けないものがあるときは市町村は之を市町村の獨立税として課けることが出来る。尙それ等の以外に於ても市町村は別に税目を起して獨立税を課けることが出来るがその新設及變更に付ては内務大臣及大藏大臣の許可を受けなければならぬ。

市町村民税は左に掲げる者に對して之を課ける。但し貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受ける者に對しては此の限でなく。

一、市町村内に一戸を構へる個人又は一戸を構へないでも獨立の生計を營む個人。

二、前號に該當しなくても市町村内に事務所營業所又は家屋敷を有する個人。

三、市町村内に事務所又は營業所を有する法人此の法人に付ては其の事務所又は營業所毎に市町村民税を課ける。

市町村民税の賦課期日は十月一日である。市町村民税の納税義務者一人に對する賦課額は人口七十萬以上の市に於ては二千圓其の他の市に於ては千五百圓町村に於ては千圓を超えることが出來ない。市町村民税の賦課總額は前述の納税義務者の數に人口七十萬以上の市に於ては八圓其の他の市に於ては六圓町村に於ては四圓を乗じた額を超えることが出來ない。此等の金額を計算するに當つては市町村内に事務所又は營業所を有する法人は其の事務所又は營業所毎に獨立の納税義務者と看做されるのである。

舟税は總噸數二十噸未滿の舟に對し主たる定繫場所在の市町村に於て其の所有者に之を課ける。

主たる定繫場不明なるときは定繫場所所在の市町村中船籍港の存する市町村に主たる定繫場があるものと看做される。

自轉車税は自轉車に對し其の定置所所在の市町村に於て其の所有者に之を課ける。

荷車税は荷車に對し其の定置所所在の市町村に於て其の所有者に之を課ける。

金庫税は金庫に對し其の所在の市町村に於て其の所有者に之を課ける。

扇風機税は扇風機に對し其の所在の市町村に於て其の使用者に之を課ける。

屠畜税は屠畜に對し其の屠殺場所所在の市町村に於て其の獸畜の所有者に之を課ける。

犬税は犬に對し其の飼育所所在の市町村に於て其の所有者に之を課ける。

以上は市町村税たる獨立税であるが之に對して市町村はその百分の三十四以内の都市計畫税を課けることが出来るのは前述の通りである。

之を要するに都市計畫税制に關する今回の改革は極めて妥當なるものと考へられるが、強いて缺點を挙げれば、小農耕地に對して地租割を課し得る事である。是れは都市計畫税制度のみの缺點ではなく、實に地方税制の缺點である。蓋し小農耕地に對し府縣市町村は普通の地租附加税を課し得るからである。此の缺點は從來から存在したもので、大正十四年自作農地に對し地租を免除する制度が創始せられた時からの缺點である。何となれば、自作農地に對して國税を免除したのは自作農を保護する趣旨である。換言すれば自作農に擔税力が乏しいからである。然らば則、國税を免除す

ると同時に地方税をも免除しなければならぬ筈であつた。然るに當時地方團體の財政に餘裕がないといふ理由で、地方税を免除しないで、特別地税といふものを設けた。蓋し本税が免除せられてないので附加税として取ることが出来ないから特別地税と稱したのであつた。今回の改正に當つては特別地税はなくなり、又自作農地免租は小農耕地免租と變つたけれども、前述の如く地租附加税又は地租割の課税に付ては農耕地免租は之を爲さざるものと看做される。即國税はかゝらないけれども地方税はかゝるのである。大正十四年の時のやうに地方財政に餘裕がなければ致方ないけれども、今回の如き中央地方を通ずる税制の根本的改革の際に於ては財源を他に求むることは容易であつたのであるから、此の小農耕地に對して地租附加税又は地租割を課し得る制度を改めなかつたのは、甚遺憾であると言はねばならぬ。

遮莫、此度の都市計畫税制の改革は大體に於て極めて適切妥當なるものであつて、前述の缺點は之を白壁の微瑕ともいふべく、此の改革を立案せられた官僚諸賢の約一年に亙る慘澹たる苦心と努力とに對し筆者は滿腔の敬意を表して本篇の稿を了らうと思ふのである。(一五、四、一五)